

憲法問題シンポジウム

自衛隊は、どこへ、何をしに行くのか

～戦場から平和構築を考える～

700名を超える市民・会員が参加!

6月10日、関内ホールで、憲法問題シンポジウム「自衛隊は、どこへ、何をしに行くのか」が開催された。当日は、700名を超える参加者があ...

ような問題が生じるのかという点についての報告がなされた。短時間の報告で、非常に情報量が多いにも関わらず、市民の方々も頷きながら聞いており、分かりやすい解説であった。

3月26日開催の常議員会において、会員の公益活動及び委員会活動等への参加に関する規則(規則第164号)と公益活動・委員会活動等分担金に関する規則(規則第165号)の一部改正が承認された。その結果、これまで、公益活動・委員

会活動等分担金に関する規則別表一の一六により、1件委任することにより、2ポイント付与され、2ポイント付与とされた民事法律扶助事件が、ポイント付与の対象から除外されることになった。施行日は平成28年4月1日である。

が民事法律扶助事件を受任し、それに応じてポイントを付与されていたが、平成28年4月1日以降は民事法律扶助事件を受任してもポイントは付与されない。ご留意いただきたい(平成28年3月31日までに代理援助契約書が法テラスに提出

されたものは、ポイント付与の対象になる。被疑者国選・被告人国選・当番弁護士・日弁連の法律援助事業その他の公益活動や委員会活動のポイントは変更はないので、他の公益活動や委員会活動に積極的に参加

最近、白髪が増えてきた。「弁護士になって苦労してるからなあ」と妻に言う。サラリーマン時代よりずっと気楽そうだけど」との返答であった。やはり妻といえども他人である。理解されないことは多い▼手許の国語辞書によると、白髪とは、「白くなった頭髪」とのことであった。白い鼻毛は白髪とは言われないらしい。インターネットで検索すると、白髪の原因は、遺伝、年齢、ストレス、病気、ホルモンバランスの乱れ、栄養不足、ヘアケア製品選びの違い、生活習慣その他等とされている。多数挙げられていて原因が特定できない。ストレスかと思っ

(川添 啓明)

横浜弁護士会新聞

発行所 横浜弁護士会 横浜市中区 日本大通9番地 045-211-7707 URL http://www.yokoben.or.jp/

日弁連第58回人権擁護大会プレシンポジウムのご案内 「女性と労働」平成27年9月13日(日) 13時〜横浜弁護士会館 「成年後見制度と意思決定支援」平成27年9月13日(日) 12時半〜神奈川県民ホール 「低線量被ばくと人体への影響」平成27年9月19日(土) 15時〜横浜弁護士会館



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

山ゆり

最近、白髪が増えてきた。「弁護士になって苦労してるからなあ」と妻に言う。サラリーマン時代よりずっと気楽そうだけど」との返答であった。やはり妻といえども他人である。理解されないことは多い▼手許の国語辞書によると、白髪とは、「白くなった頭髪」とのことであった。白い鼻毛は白髪とは言われないらしい。インターネットで検索すると、白髪の原因は、遺伝、年齢、ストレス、病気、ホルモンバランスの乱れ、栄養不足、ヘアケア製品選びの違い、生活習慣その他等とされている。多数挙げられていて原因が特定できない。ストレスかと思っ

(川添 啓明)

連載

戦後70年と横浜軍事裁判

第3回

もう一つの満島事件と

横溝貞夫

会員 間部 俊明



当時の横浜地裁(右上は横溝貞夫弁護士)

え47人の米軍 俘虜を死亡さ せた、また、 米軍俘虜1に 殴打暴行を加 えて死亡する に至らした等 等というもので あった。

この事件の 日本人弁護士 を務めたのが 横溝貞夫であ る(後年、当会 の会長、更に は関弁連理事 長を務めるこ とになる)。

1月28日、臨時総会を開 き、会をあげて軍事裁判 弁護に取り進むことを決 議したことは既に述べた が、その日の臨時総会の 出席者名簿には横溝の名 はない。75号事件の公判 に立ち会っており、被告 人質問の主尋問を行って いたからである。

昭和21年11月に始まっ た公判は既に第42回を数 えていた。公判は更に連 続開廷され、翌年2月21 日の第55回公判におい

て、判決が言い渡された。 7人の被告人のうち5名 に絞首刑が言い渡され、 いずれも執行されるとい う苛烈な裁判だった。

明治35年生まれ横溝 は、75号事件の弁護人を 務めたとき、44歳になっ ていた。川崎在住の横溝 は「ラッシュの電車にも まれながら、毎朝9時ま でに、遅れぬように出廷 しなければならぬ。そ して、火の気のないこ ろで待っていなければな らなかった」という。体 力的にきつかったことが うかがえる。

横溝とともに弁護人とな った当会の尾下定次郎 は、1、2回出廷した後 に肺炎となり、死亡した。 もう一人の私選弁護人中 垣内諭は、判決後10日目に 倒れ、3年間療養生活 を送ることになった。弁 護人にとってこの裁判は 過酷だったのである。

横溝は、浦和近郊に疎 開していた息子に、75号 事件の裁判傍聴をさせて いる。やがて息子は弁護 士となった。横溝徹(19 期)である。法務省から 75号事件の裁判記録を入

【次回へ続く】

遺言・相続に関するセミナー&相談会(無料)

遺言作成における 弁護士の重要性をアピール

6月15日、当 会会館にて「遺 言・相続に関する セミナー&相 談会(無料)」が 開催された。

初めての開催となったこ とや、HPやチラシ、新 聞での広報が功を奏した ことにより、予想を超え る多数の応募があり、 早々に定員に達する喜ば しい事態となった。

法律相談会は、相談時 間30分で無料。相談内容 を遺言や相続問題に限定 したが、設けた枠が全て 埋まり、遺産分割手続や 遺言書の作成、相続税に 関する相談が寄せられた。

セミナーでは、まず川 瀬典宏会員が、「相続の 基礎と遺産分割の実情」 をテーマに相続対策の必 要性や遺言(特に公正証 書遺言)の重要性を話し、

法律相談センター運営 委員会では、今後も遺言・ 相続を始めとした社会的 に関心の高い分野に関す る市民向けセミナーや無 料相談会を開催し、他士 業との連携もしていく予 定である。同活動を通じ て当会及び相談センタ ーの広報を行い、相談事業 の更なる活性化を図りた い。

30代から80代まで幅広 い年齢が揃った53名の参 加者が、それぞれメモを 取りながら熱心に聞き入 る姿は印象的で、遺言・

(法律相談センター運 営委員会 広報部会長 佐藤 睦巳)

子どもの日記念行事

子どもと向き合う

重要性を確認

西野博之氏

6月13日、当会会館で 子どもの日記念行事とし て、講演会及び子ども電 話相談が行われた。

まず、NPO法人フリ ースペースたまりば代表 の西野博之氏による、 『子どものSOSを受け 止める』子どもに選ば れる大人になるために 『』とのテーマでの講演 会があった。西野氏から は、自身が30年間子ども と向き合ってきた経験を

子どもの電話相談には複 数件の相談があり、それ ぞれ担当弁護士が回答し た。 講演の後には、子ども の権利委員会より、7月 1日から実施される「弁 護士による子どもお悩み ダイヤル」の告知があり、 西野氏の講演も踏まえ て、同ダイヤルが1人で も多くの子どもの悩みの 受け皿となることを目指 すことが確認された。

(会員 神田 木綿子)

情報公開・個人情報保護研修会

情報公開やマイナンバー法との関わりについて考える

6月9日、当会会館にて、情報問題対策委員会による二本立ての研修が行われた。

前半は、平成23年10月より3年間、内閣府情報公開・個人情報保護審査会常務委員を務めた森田明会員による「弁護士が情報公開制度に関わる際の留意点」請求者側、開示される事業者側、審査会委員の各立場からである。

請求者側として不開示決定に対する不服申立てに関与するときは、学説、

先例を踏まえた主張をし、意見陳述の実施を求めらるべきである。

行政に対する情報公開請求により事業者に関する記載のある情報の開示が問題となる場合に、事業者側として、開示が不都合と考えれば反対意見書を提出すべきである。

審査会委員としては、裁判例、先例、学説等を研究し、インカメラ（不開示文書の見分）にあてて時間を確保することが肝要である。

森田会員の豊富な経験

森田明会員

に裏打ちされた解説であった。

後半は、日弁連情報問題対策委員会委員を務める中野智昭会員による「個人情報保護法と、マイナンバー法の改正動向と、その概要等」である。

個人情報保護法改正案が可決される見通しであり、小規模事業者の特例が撤廃されることにより、弁護士や町の商店なども個人情報の管理の徹底が求められる。

10月に住民登録地宛にマイナンバーが通知され

中野智昭会員

理事者室 だより

副会長のすすめ

副会長 佐藤 裕

どれだけの時間を執行部の活動に割くことになるのかは全く未知であった。そこで、今後副会長になつていく若手のために仕事の概要をお話ししよう。

まず1週間に1度理事者がやってくる。午後5時の時間を使い、これまでの顔見知り程度だった副会長が一堂に会して各議題について検討する。

また、担当する委員会への出席がある。委員会に参加している人ならこれまでと変わらないが、担当委員会はそれまでの

所属委員会よりは多くある。あとは会務の処理のために必要に応じて会館に来ると、挨拶回りや各地の大会への参加等々。

作業は沢山あるが、なつてからの楽しみがなくなるので詳細の説明は控える。ただ、午前中に自分の仕事はできるし、土日も(ある程度は)自分のものである。時間の使い方(ぎりぎりまで)合理的にすれば、これまで通りの仕事をし、余暇も楽しめようである。

とにかくこの充実感(綱渡り感)は何物にも代え難い経験で(意外と)楽しい。だから(敢えて)言おう。みんな(喜んで)副会長になろう!

そのはず、各期から常議員が選出されるという事は、既に会長や副会長等経験された方も大勢選出されているのである。とりあえず、会場から離れて、一呼吸。

そのような構成員の中であつても、そこは弁護士。常議員会が始まれば若手もベテランも関係はない。言うべきことは言う、という姿勢で臨んで

常議員会では、財政や規則に関する事項や会長声明など、当会に関する幅広い内容が議題となっている。そういった議題

人々により求められる 弁護士会を目指して

会員 野村 俊介 (62期)

本年度初めての常議員入会同期の中から1〜2名が選出されるのが通例である。私の期の場合、100名を優に超える人数がいるため、なかなか経験できないのではない。

常議員会では、財政や規則に関する事項や会長声明など、当会に関する幅広い内容が議題となっている。そういった議題

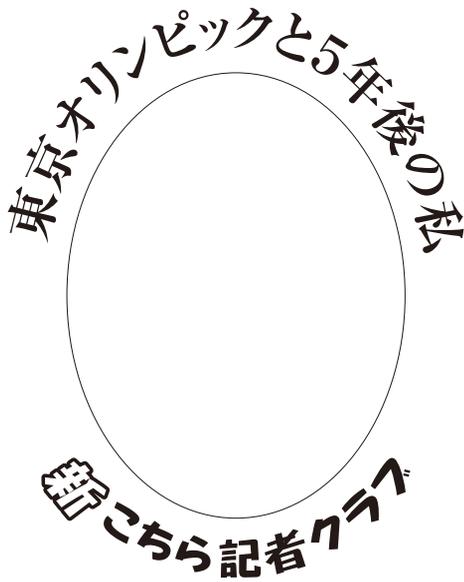
携え、神奈川県内全域の人々に、真に必要とされる弁護士会となるよう、常議員会で議論を深めたい。

常議員会 常議の

第1回常議員会の日。いざ、常議員会会場へ。周りを見渡せば、弁護士会において重役を担われている方ばかり。それも

携え、神奈川県内全域の人々に、真に必要とされる弁護士会となるよう、常議員会で議論を深めたい。

携え、神奈川県内全域の人々に、真に必要とされる弁護士会となるよう、常議員会で議論を深めたい。



2020年の東京オリンピック開催まであと5年、なにやら政府や東京都があたふたしている。

た。さまざまな要素や日本の「おもてなし」の精神が、東京が開催地として認められた

メディアに携わる者として、歴史的な瞬間取材できることは貴重であり、選手達

信を始めたのは1964年の東京五輪が始まりで、カラーフィルムによる夜のスポーツ撮影は、当時としては画期的だった。現在のカメラは、

感度をISO10万まで上げることが可能で、夜間でも高速シャッターで容易に連続写真が撮れる。

カメラや映像機器では世界で日本の製品が最先端を走っている以上、5年後には世界中をあつと驚かせるような写真や映像を発信できる先駆者でありたいと願っている。

5年後に新国立競技場で行われる開会式、私は何をしたいだろうか。

(テレビ東京 瀬野 剛一)

が、ゴルフやサッカーは埼玉や神奈川となり、セーリング会場は先臼江の島に決定し

ところもあるなか、はたしてこのままで大丈夫なのだろうか?

には最高の舞台を準備してほしいと願うばかりです。共同通信がカラー写真の配

われる開会式、私は何をしたいだろうか。

(テレビ東京 瀬野 剛一)

お帰りなさい、重野会員 お疲れ様、石川会員、北條弁護士

重野会員(左から3人目)北條弁護士(同4人目)石川会員(同5人目)

6月15日、中村ひまわり基金法律事務所を退任し、かながわパブリック法律事務所へ復帰する重野裕子会員と、かなパブを任期満了で退任する石川裕一会員、北條将人弁護士(の慰労・歓迎会が、ローズホテルで開催された。

ところで、かなパブの設立目的として「若手弁護士を育成し、弁護士過疎地域に派遣し、当該地域の司法過疎解消に尽力すること」として、「派遣先からかなパブに戻り、その経験を後輩の指導の中で還元すること」というものがある。重野会員はかなパブから派遣された第1期生で、また派遣先から帰任した最初の人物でもあり、かなパブ設立目的の体現者といえる。今後、派遣先・高知県四万十市で培った経験を、後輩弁護士の指導のみならず、多方面において発揮してくれることだろう。

退任となったものである。両名の頑張りなくして今日のかなパブはなかったというところは、衆目の一致するところであり、ただただ「6年間お疲れ様でした」という言葉をかけるのみである。両名には退任後も、かなパブを温かく見守ってくださることを期待する次第である。

今回、第1期生である重野会員が帰任し、また当初からの社員弁護士である石川会員・北條弁護士が退任したことで、かなパブも第1期のサイクルを無事に終えたように感じられる。

また、石川会員・北條弁護士の両名は、社員弁護士として設立当初からかなパブを支え、このたび6年間の任期を満了し、(公設事務所支援委員会)副委員長 長谷山 尚城

は、毎日が勉強で、何も語るようなことはできません。ただ、ありがたいうちに現在受任している全ての案件が、一緒に正義のために闘おうと思える事件のため、一生懸命、頑張っています。

新人弁護士奮闘記

弁護士登録をして、気がつけば1年半が経

ちました。暗中模索のまま走り続けた1年半でした。弁護士になっても人生は大して変わらないだろうと思っていました。それは誤算だったようです。根本的な人間性は変わっていないと思います。が、弁護士記章が開いてくれる世界は思いの

記章が開く世界

66期 会員 飛田 桂

知っても、何もできませんでした。何もできない自分から逃げるように、億万長者になつた自分が彼女を助けることを想像したりして

げたいという思いを表現できる喜びを感じます。億万長者どころか、多額の借金(奨学金)を負っている私がお手伝いのできるのには、胸元の記章のおかげです。民事事件に関して

張つています。刑事事件では、争うべきと判断した身体拘束については、全件、解放に至るまで闘いました。一部否認事件も1件だけやらせて頂き、証拠収集し、訴因

変更にもちこみまし。刑事事件は、苦勞の連続ですが、その苦勞の結果が被告人の反省に繋がったり、裁判官に伝わったりしたときには少し報われたような気持ちになります。苦しいことも多いですが、同期に恵まれているので頑張れます。

最後に、事務所、研修(共同受任)、弁護士会、委員会、生業気なことを言う新人を、温かく育てようとしてくださる先生方に、本当に感謝しています。少しでも恩返しできるように、汗をかいて頑張りたいと思います。

松本育子会員

デスク 勝俣 豪
記者 市川 統子
常磐 重雄
長谷川 篤司
山田 一誠
本間 久雄
濱田 玄樹
川添 啓明

今夏は本格的に運用を開始しています。

編集後記

クールビズもすっかり定着しています。あまりに暑いので定着するものも当然ですが、あの格好には何か足りません。ネクタイのような不合理で無用なところ、無用の用が欠けています。そんなわけで、服屋におすす相談し、昨夏、新型の運用をはじめました。周囲の無反応に自信を深め、今夏は本格的に運用を開始しています。

(会員) 石畑 晶彦

労働審判手続の

基礎

研修会

6月16日、人権擁護委員会、働く人の権利部会主催の研修会「労働審判手続の基礎」が開催された。

講師は松本育子会員と山口毅大会員であり、松

本会員が、労働審判の基礎的な講義を行い、山口会員が新人弁護士の労働審判の体験談を話すというものであった。

松本会員の講演は労働審判制度の目的から始まり、手続のポイントを踏まえたわかりやすい講義であった。

特に、労働審判が適さない事件について、具体例を盛り込んで説明していたことが印象に残った。私も、労働相談を受けた時、どのような手続を選択するかについていつも悩んでいることが多かったが、松本会員の講演を聞いて、自分の中で、労働審判を選択する基準ができた。

山口会員の講演は、新人弁護士の体験談という予定であったが、「労働基準法を理解していない代理人が多い!」という叱咤からスタートした。その他にも、労働審判において、相手方代理人だけ参加したケースや、答弁書が期日当日に送られてきたケースなどを説明してきた。こんな相手方代理人はダメ」と

という事例を紹介していたのが印象的であった。どう見ても新人らしくない講演であったが、とても勉強になった講演だった。

私自身も、同期の山口会員に負けないよう、労働審判手続を有効に活用していきたいと感じさせられた。